

## 告 示

### 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 石坂高坂停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>東松山市大字正代字折本 一〇二四番一地先から同 市大字高坂字参番町九六 四番二地先まで</p>	<p>東松山市大字正代字折本 一〇二四番一地先から同 市大字高坂字参番町九六 四番一地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・〇〇〇〇四一・〇〇〇</p>	<p>七・三五〇一七・〇〇〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一〇二六・九〇</p>	<p>一〇六三・一八</p>	<p>延長 (メートル)</p>
<p>平成十八年十二月二十六日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第二百十六号及び平成二十八年十月十八日付け埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十五号の道路予定区域の変更である。</p>		
		<p>備考</p>